

全国大学コンソーシアム協議会 幹事会規程

制定 2009年9月12日

改正 2015年9月12日

(目的)

第1条 全国大学コンソーシアム協議会規約（以下「規約」という）第12条の規定に基づき、全国大学コンソーシアム協議会（以下「本協議会」という）に、幹事会をおく。

2. 幹事会の任務、機構、運営等は、規約及びこの規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 幹事会は規約第10条第2項別表に定める組織で構成し、幹事はそれぞれの組織の代表者または代表者の代理者が担うものとする。

(任務)

第3条 幹事会は、次の事項について決議する。ただし、幹事組織の選定など当協議会の組織運営に関する重要な事項については、総会にて決議するものとする。

- (1) 会員の入退会に関する事項
- (2) 本協議会の規約・規程の軽微な改正に関する事項
- (3) 本協議会の運営に関する事項
- (4) その他幹事会が必要と認めた事項

(代表幹事)

第4条 代表幹事は、幹事会の互選により選任する。

2. 代表幹事は、2名以内とする。
3. 代表幹事は、当協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
4. 代表幹事の任期は、4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。任期途中の退任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 幹事会は、代表幹事が招集する。

2. 代表幹事は、必要に応じ運営委員長または運営委員の出席を要請することができる。

(成立要件)

第6条 幹事会は、幹事総数の過半数の出席を以って成立し、出席幹事の過半数の同意により決する。

2. 当該議事について、予め書面をもって意志を表示した幹事は、出席者とみなす。また、幹事代理についても、同様とする。

(決議の省略)

第7条 代表幹事が必要と認めた場合は、書面により幹事会を開催することができる。

2. 書面により幹事会を開催する場合において、幹事の過半数が、書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、幹事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第8条 幹事会においては、議事録を作成し、出席した幹事全員の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 幹事は、その職務に関して知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(改 廃)

第10条 本規程の軽微な改正を除く改廃は、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

附 則

本規程は、2009年9月12日から施行する。

本規程は、2015年9月12日から施行する。